

救急告示医療機関における 児童虐待早期発見のための体制整備について

「児童虐待に組織として対応するための院内体制の整備」を、平成30年度の新規・更新から、救急告示医療機関の認定基準に追加しました。

○院内体制整備の必要性

- すべての医療機関で児童虐待への対応は必要ですが、なかでも救急告示医療機関は、小児外傷患者の受入れなど、虐待を発見する機会が多い医療機関です。
- このため、児童虐待に関して一般の医療機関よりも充実した体制を整えていただきたいという理由から、認定基準の改定を行いました。
- 具体的には、主治医等の個人負担を軽減し、より適切に虐待に対応するために、組織として判断・対応する院内体制の整備を、認定基準に追加しました。

※大阪府救急医療対策審議会への諮問・答申を得て、平成30年4月2日より適用されます。

※社会的ハイリスク妊産婦等への対応の観点から、周産期医療機関に対しても同様の体制をお願いする予定です。

○院内体制整備の内容

- ◆児童虐待に関する外部機関（児童相談所、市町村等）との連絡窓口を設置
- ◆児童虐待に関する委員会または児童虐待対応マニュアルの作成*

※小児科、産婦人科、整形外科、外科、脳外科等、虐待を受けている子どもが救急受診する可能性が高い科目の救急告示医療機関では、児童虐待に関する委員会とマニュアルの両方の設置が望ましい。

○院内体制の整備に関するご相談等について

大阪府では、児童虐待に関する院内体制の整備に関するご相談に対応するため、平成29年5月より府内2カ所の拠点病院（高槻病院・大阪母子医療センター）に相談窓口を設置しています。

拠点病院では、院内体制の整備だけでなく、院内体制の運営上の疑問や相談にも医療機関の立場から対応するほか、MSW等院内体制の窓口担当者の連絡会や児童虐待に関する研修会を開催しています。

詳しくは、大阪府健康医療部保健医療室地域保健課母子Gのホームページをご確認ください。

○URL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/boshi/jidouguyakutaibousi.html>

○児童虐待にかかる院内体制整備についてのお問い合わせ

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課母子グループ

代表 (06) 6941-0351 (内線 2591)

Fax (06) 4792-1722

e-mail : chiikihoken-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp